



2025 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 セキド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関 戸 正 実
(コード：9878 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 弓 削 英 昭
管 理 部 長
(TEL. 03-6300-6335)

**第三者割当による第 15 回乃至第 17 回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)
の発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025 年 5 月 23 日付の取締役会決議において決議した、EVO FUND を割当先とする第 15 回乃至第 17 回新株予約権(以下それぞれを「第 15 回新株予約権」、「第 16 回新株予約権」及び「第 17 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、2025 年 6 月 9 日に発行価額の総額(699,000 円)の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 5 月 23 日公表の「第三者割当により発行される第 15 回乃至第 17 回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)の発行及び新株予約権の第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2025 年 6 月 9 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	9,000 個 第 15 回新株予約権：5,000 個 第 16 回新株予約権：2,000 個 第 17 回新株予約権：2,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 699,000 円 第 15 回新株予約権 1 個当たり 123 円 第 16 回新株予約権 1 個当たり 28 円 第 17 回新株予約権 1 個当たり 14 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	900,000 株(新株予約権 1 個につき 100 株) 第 15 回新株予約権：500,000 株 第 16 回新株予約権：200,000 株 第 17 回新株予約権：200,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも 355 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 900,000 株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	632,199,000 円(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額は、710 円 本新株予約権の行使価額は、2025 年 6 月 11 日に初回の修正がなされ、以後 3 取引日(以下「価格算定期間」といいます。)が経過する毎に修正が行われます(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日(以下「価格算定日」といいます。)において株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)が発表する当社

	普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、当該価格算定期間のいずれの取引日においても終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。 また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	2025年6月10日から2030年6月10日まで
(8) そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、①当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を何度でも指定することができること、②割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること、③第16回新株予約権の行使については2026年6月10日以降、第17回新株予約権の行使については2027年6月10日以降に行使が可能となる（但し、第16回新株予約権及び第17回新株予約権のいずれも、当社の指示により前倒しての行使が可能となる）こと等を規定する本買取契約を締結いたしました。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

以 上